

土屋埼玉県知事あいさつ

来賓として訪れた土屋埼玉県知事から、「合併は非常に難しい問題ですが、関東の都をつくるという情熱に燃えて、幾多の問題を乗り越えて今日この日を迎えたことに対し、最高の敬意と感謝を申し上げます。まだ、いろいろ問題が残されていると伺っていますが、『些事に構わず大事に当たるべし』という言葉を念頭に置いて、一日も早く3市合併、政令指定都市が実現できるよう皆さんのお力添えをいただきたい」というあいさつがありました。

新市名「さいたま市」発表会を開催

第1回合併協議会終了後、さいたま新都心郵政庁舎講堂で、3市の市民等を招いた「新市名発表会」を開催しました。

発表会では、はじめに、石原会長、武田副知事、3市長ほかにより、新市名称の「さいたま市」と書かれたパネルの除幕式を行いました。

次いで、新市名称公募で名付け親賞に当選した埼玉県吹上町の太田邦夫さんほか、当日出席された特別賞当選者5名の方に対して、石原会長ほかから記念品等を贈呈しました。

その後、新市名検討委員会の兵藤会長、第2小委員会の帆足委員長が新市名称の選考経過や選定理由等について報告を行い、また、3市それぞれの児童・生徒らによるアトラクション等が行われました。



「さいたま市」の選定理由

市の名称は、その地の歴史や風土、あるいは、生活を営む市民にとって愛着と誇りのある象徴的なもので、合併後の新市の名称は、市名の由来、市民の意向を最大限に尊重しつつ選定したものです。全国からの市名公募の結果、さらには学識経験者等による新市名検討委員会での審議報告などを勘案した結果、埼玉県の行政・経済・文化の中枢を担う都市に相応しく、また、将来の政令指定都市として全国・世界への情報発信も容易なわかりやすく親しみやすい名称といった観点から、新市の名称を「さいたま市」と決定したものです。

浦和市・大宮市・与野市合併協議会、小委員会委員名簿

(平成12年4月29日現在)

第1小委員会

区分	氏名	役職
大宮市	鶴崎敏康	委員長
与野市	中村圭介	副委員長
浦和市	生方博志	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	福島正道	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	鈴木弘	委員
	芝間衛	委員
与野市	井原勇	委員
	黒田一郎	委員

第2小委員会

区分	氏名	役職
浦和市	帆足興之	委員長
大宮市	芝間衛	副委員長
与野市	黒田一郎	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	生方博志	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	松本敏雄	委員
与野市	井原勇	委員
	嘉藤信雄	委員

第3小委員会

区分	氏名	役職
与野市	稲垣欣和	委員長
浦和市	福島正道	副委員長
大宮市	鈴木弘	副委員長
浦和市	相川宗一	委員
	田口邦雄	委員
大宮市	新藤享弘	委員
	松本敏雄	委員
与野市	井原勇	委員
	中村圭介	委員
	嘉藤信雄	委員

第4小委員会

区分	氏名	役職
与野市	井原勇	委員長
浦和市	相川宗一	副委員長
大宮市	新藤享弘	副委員長
埼玉県	青木信之	副委員長
浦和市	福島正道	委員
	帆足興之	委員
大宮市	松本敏雄	委員
	芝間衛	委員
与野市	黒田一郎	委員
	稲垣欣和	委員

協議会

区分	氏名	役職	
浦和市	行政	相川宗一	副会長
		石関満	委員
		佐藤敏郎	委員
		須藤武	委員
		生方博志	監事
	議会	福島正道	委員
		帆足興之	委員
		田口邦雄	委員
		新藤享弘	副会長
		内田秀規	委員
大宮市	行政	豊澤信章	委員
		中村正彦	委員
		鈴木弘	監事
		鶴崎敏康	委員
		松本敏雄	委員
	議会	芝間衛	委員
		井原勇	副会長
		梅原義一	委員
		田中義政	委員
		寺尾一男	委員
与野市	行政	黒田一郎	監事
		稲垣欣和	委員
		中村圭介	委員
		嘉藤信雄	委員
		石原信雄	会長
学識経験者	武田茂夫	副会長	
	青木信之	委員	

第4小委員会合意事項

平成11年6月25日

新市成立後、新市は上尾市・伊奈町の意向を確認の上、速やかに合併協議を行うものとし、2年以内を目標に政令指定都市を実現する。浦和市、大宮市、与野市は、新市成立後、新市において意向確認が誠実に実行されることを合併協定書により、新市に引き継ぐものとする。

第3小委員会合意事項

平成12年4月29日

- 1 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の浦和市役所の位置とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討するものとする。
- 2 将来の新市の事務所の位置については、さいたま新都心周辺地域が望ましいとの意見を踏まえ、新市成立後、新市は、交通の事情、他の官公署との関係など、市民の利便性を考慮し、将来の新市の事務所の位置について検討するものとする。
- 3 将来の新市の事務所の位置については、市民参加による審議会の設置など、その協議方法を含め、新市成立後、速やかに検討を開始するものとする。また、併せて、新市成立後、速やかに庁舎建設基金を創設するものとする。
- 4 以上の合意事項は、合併協定書により、新市に引き継ぐものとする。